

審 査 基 準

A－e－14の2

令和8年 4月 1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の2第4項
処 分 の 概 要：運転経歴情報の記録
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第105条（免許の失効）、第105条の2第1項及び第3項（運転経歴 証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付等）、 第39条の2の6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の8（運転経歴証明書の交付等の申請 の手續）、第30条の14（運転経歴情報の記録等）
審 査 基 準：判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、 審査基準を定めることを要しない。
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先： ・ 申請による取消しをした申請者 運転免許試験場、東三河運転免許センター ・ 免許失効をした申請者 運転免許試験場又は東三河運転免許センター
問 い 合 わ せ 先：愛知県警察本部運転免許課免許企画係 電話（052）951－1611 内線 781-213、214
備 考：